

## ホテル・旅館のバリアフリー化推進に係る取組状況に関するアンケート調査結果

- ・ 地方公共団体に対して、バリアフリー法第 14 条第 3 項に基づく付加条例及び、福祉のまちづくり条例におけるホテル又は旅館の客室に係る基準の制定状況等に関するアンケート調査を実施した。
- ・ あわせて、ホテル又は旅館のバリアフリー化に係る支援制度の有無と、その概要に係るアンケート調査を実施した。

調査対象	・ 地方公共団体（都道府県、市町村、特別区）
配布数	・ 1,788 件
配布方法	・ 国交省から、調査票（エクセル形式）を E メール配布
回収方法	・ 事務局宛てのメールにより回収
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バリアフリー法第 14 条第 3 項に基づく付加条例の制定状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホテル又は旅館の基準面積の引き下げ状況</li> <li>・ ホテル又は旅館の客室の基準の強化・追加状況</li> </ul> </li> <li>・ 福祉のまちづくり条例の制定状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉のまちづくり条例の有無</li> <li>・ ホテル又は旅館の客室の基準等の有無</li> <li>・ 対象とするホテル又は旅館の規模</li> <li>・ 客室の基準等の内容</li> <li>・ 基準等に適合していることを担保する方法</li> </ul> </li> <li>・ バリアフリー改修等支援制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホテル又は旅館の客室や共用部分のバリアフリー化改修のための補助等の支援制度の有無</li> <li>・ 支援制度の形態（補助、融資、税制）</li> <li>・ 支援制度の概要</li> </ul> </li> </ul>
回答期間	・ 2017 年 11 月 1 日～12 月 1 日
回収数	・ 1,788 件 (都道府県を経由して配布、回収している。)

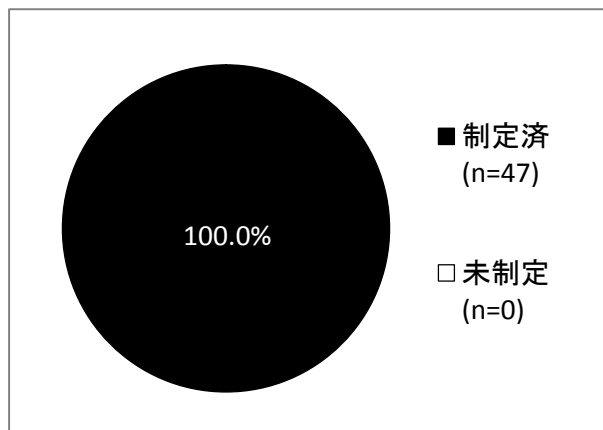
<調査結果> (n: 回答した地方公共団体数)

## A. 福祉のまちづくり条例の制定状況

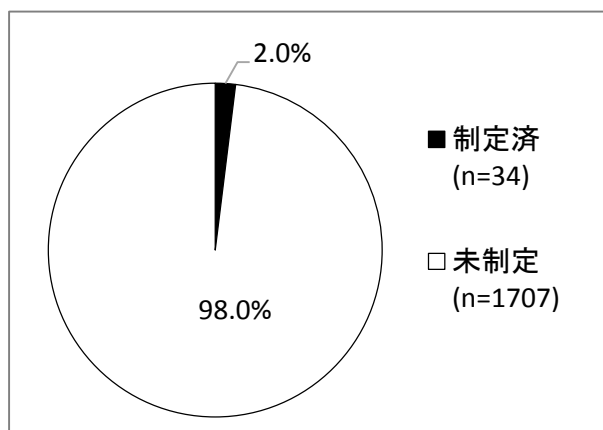
### (1) 福祉のまちづくり条例の有無

- ・ 都道府県においては、「制定済み」が100.0%となっている。
- ・ 市町村、特別区においては、「制定済み」が2.0%、「未制定」が98.0%となっている。

■ 都道府県における福祉のまちづくり条例の有無別割合 (n=47)



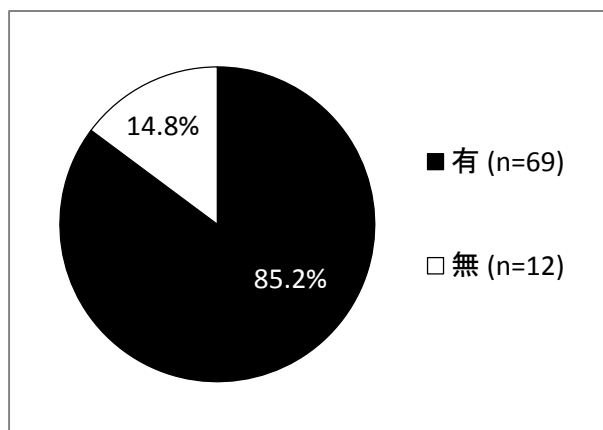
■ 市町村、特別区における福祉のまちづくり条例の有無別割合 (n=1,741)



### (2) 福祉のまちづくり条例におけるホテル又は旅館の客室の基準等の有無

- ・ 福祉のまちづくり条例における、ホテル又は旅館の客室の基準等の有無については、「有」が85.2%、「無」が14.8%となっている。

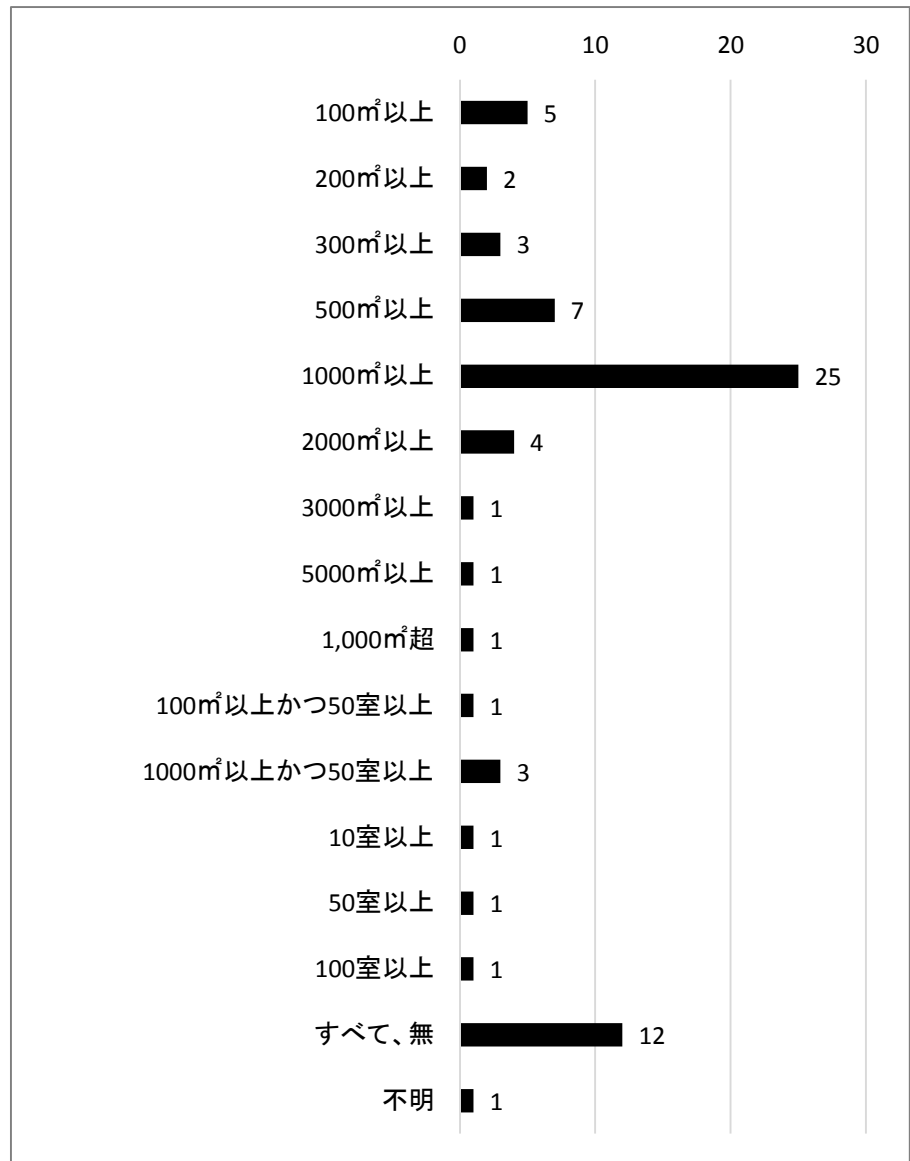
■ 福祉のまちづくり条例におけるホテル又は旅館の客室の基準等の有無別割合 (n=81)



(3) 対象とするホテル又は旅館の規模

- ・ 「1000 m<sup>2</sup>以上」が最も多く（25件）、次いで「すべて、無」が多い（12件）。

■対象とするホテル又は旅館の規模別件数（n=69）

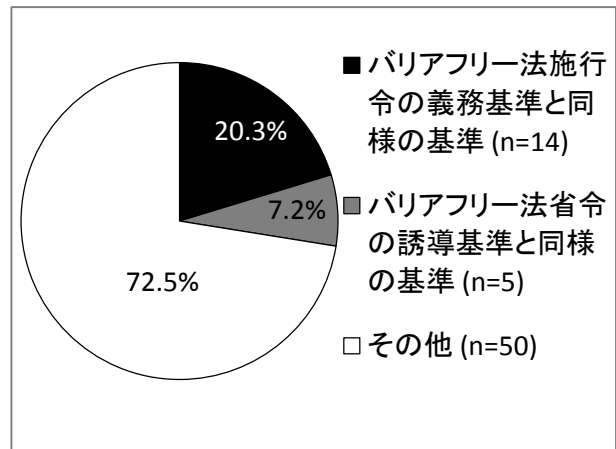


(4) 客室を対象とした基準や指針の内容

(4) -1 客室数に関する基準や指針

- ・ 「その他」が最も多く (72.5%)、次いで「バリアフリー法施行令の義務基準と同様の基準」が多い (20.3%)。

■ 客室数に関する基準や指針の内容別割合 (n=69)



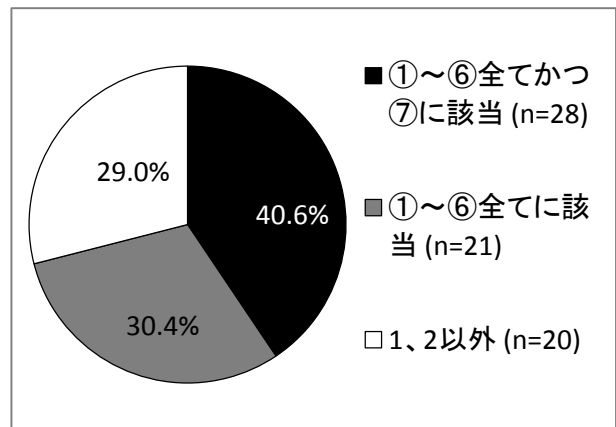
(4) -2 客室の構造に関する基準や指針

- ・ 「①～⑥全てかつ⑦に該当」が最も多く (40.6%)、次いで「①～⑥全てに該当」が多い (30.4%)。

(※「①～⑥全てに該当」は、バリアフリー法施行令の義務基準と同様の基準を満たすこととなる。)

- ・ 「その他」の主な内容として、「床面は滑りにくい仕上げとする」、「施設管理者等へ通ずる非常用呼出装置を設ける」等がある。

■ 客室の構造に関する基準や指針別割合 (n=69)



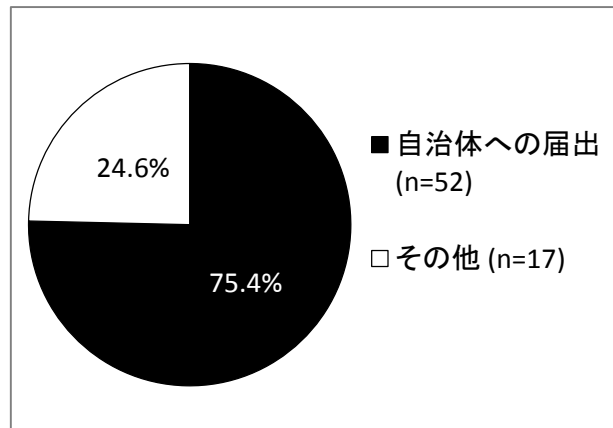
■ 凡例

便所、浴室等について	①	便所内に車いす使用者用便房を設ける
	②	車いす使用者用浴室等を設ける
便所、浴室等の出入口について	③	有効幅 80 cm以上
	④	戸は車いす使用者が通過しやすく、出入口前後に高低差を設けない
客室の出入口について	⑤	有効幅 80 cm以上
	⑥	戸は車いす使用者が通過しやすく、出入口前後に高低差を設けない
-	⑦	その他

(5) 福祉のまちづくり条例における基準や指針に適合していることを担保する方法

- ・ 「自治体への届出」が75.4%、「その他」が24.6%となっている。
- ・ 「その他」の主な内容として、「事前協議」、「特定行政庁への届出」、「適合証の交付」等がある。

■福祉のまちづくり条例における基準や指針に適合していることを担保する方法別割合 (n=69)

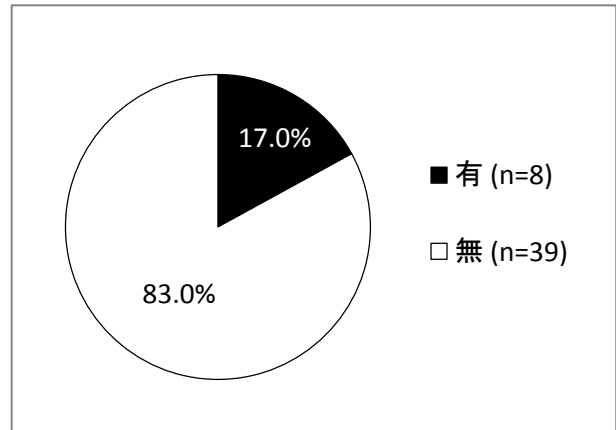


## B. バリアフリー改修等支援制度に係る調査

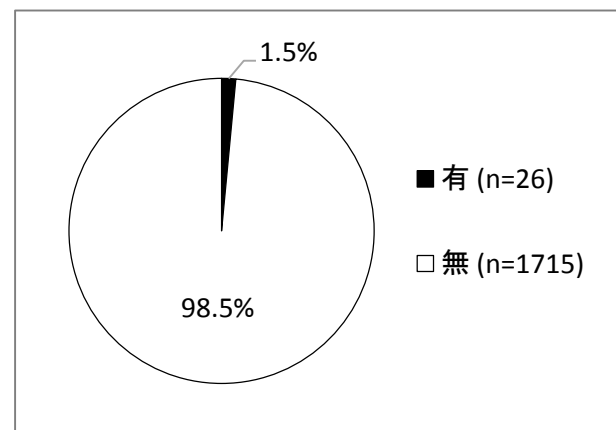
### (1) バリアフリー化改修のための補助等の支援制度の有無

- ・ 都道府県においては、「有」が17.0%、「無」が83.0%となっている。
- ・ 市町村、特別区においては、「有」が1.5%、「無」が98.5%となっている。

■都道府県におけるバリアフリー化改修のための補助等の支援制度の有無別割合 (n=47)



■市町村、特別区におけるバリアフリー化改修のための補助等の支援制度の有無別割合 (n=1,741)



### (2) 支援制度の形態

- ・ 「補助」が最も多く(82.4%)、次いで「融資」が多い(17.6%)。

■支援制度の形態別割合 (n=34)

